

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律案の概要

背景

- 長年の改良により付加価値の高まった家畜遺伝資源は、知的財産としての価値を有する。
- 家畜遺伝資源は容易に拡大再生産が可能であり、不正取得等の成果冒用行為により、我が国畜産の振興に重大な影響を与えるおそれ。
- 家畜遺伝資源に係る事業者間の利益の保護や公正な競争を確保する観点から、不正競争に対する差止請求等の救済措置や刑事罰をもって対応する必要。

※本法案と「家畜改良増殖法の一部を改正する法律案」（改正法）は、家畜遺伝資源（家畜人工授精用精液等）の不適切な流通等を防止するという趣旨が一致。

※改正法において、特定家畜人工授精用精液等に関する規制を強化し、適正な流通を確保することにより、本法案による特定家畜人工授精用精液等に係る不正競争への差止請求等が実効的となる。また、本法案により精液等の知的財産的価値がさらに高まることを前提に、改正法で和牛など経済的価値が高く適正な流通の確保が特に必要なものを特定家畜人工授精用精液等として指定。

法案の概要

1. 不正競争行為の定義

家畜遺伝資源に対する以下の成果冒用行為を不正競争として類型化。（第2条第3項）

〔（※）改正法第32条の2で指定される特定家畜人工授精用精液等で
契約その他により使用者・使用目的に関する制限を明示したもの〕

- ① 詐欺等による家畜遺伝資源の取得又は管理の委託を受けた家畜遺伝資源の領得（第1号）
 - ② ①により取得した家畜遺伝資源の使用、譲渡等（第2号）
 - ③ ①につき取得時に悪意・重過失の転得者による使用、譲渡等（第3号）
 - ④ 図利加害目的で行う契約上の制限を超えた使用、譲渡等（第4号）
 - ⑤ ④の譲渡につき取得時に悪意・重過失の転得者による使用、譲渡等（第5号）
 - ⑥ ②から⑤までの使用行為により生じた派生物（家畜又は受精卵）の使用、譲渡等（第6号、第7号、第10号、第11号）
 - ⑦ ⑥の使用行為により生じた二次的な派生物（家畜、精液又は受精卵）の譲渡等（第8号、第9号、第12号、第13号）
- 等

2. 民事上の救済措置の整備

家畜遺伝資源に対する不正競争への民事的な救済措置として、以下の措置を整備。

- 差止請求
 - － 不正競争により営業上の利益を侵害され、又は侵害のおそれがある生産事業者による、侵害の停止又は予防の請求を可能とする差止請求を規定（第3条）
 - 損害賠償請求、信用回復措置
 - － 不正競争を行った侵害者に対する損害賠償請求（第4条）や信用回復措置（第15条）を規定
 - 民事訴訟手続の特例規定
 - － 損害賠償請求訴訟に関する損害額の推定（第5条）や裁判所による書類提出命令（第8条）等の規定を整備
- 等

3. 刑事罰による抑止

家畜遺伝資源に対する不正競争への抑止力強化のため、罰則を導入。（第18条、第19条）

- 図利加害目的を持った以下の違法行為
 - ① 詐欺等の違法な手段による取得、領得、使用、譲渡等（第18条第1項第1号～第3号）
 - ② 悪意の転得者による使用・譲渡等（第18条第1項第4号、第5号）
 - ③ ①又は②の使用行為により生じた派生物（家畜又は受精卵）の使用・譲渡等（第18条第1項第6号、第8号）
 - ④ ③の違法使用により生じた二次的な派生物（家畜、精液又は受精卵）の譲渡等（第18条第1項第7号、第9号）
- ※ 上記のほか、違法行為に対する法人両罰（第19条）

施行期日

公布日から起算して6月を超えない範囲内で政令で定める日